

# T A A ワンプライス規約

## 第1条（定義）

- 1 ワンプライス出品とは、セリにおいて成約されなかった出品車で、同一会場の次開催のオークションへ再出品が決定している車両について、T A A 正会員の資格を有する出品店がワンプライス価格（売り希望価格）を設定し、T - w e b 上に掲載する制度をいいます。
- 2 ワンプライス落札とは、T - w e b 会員がワンプライス出品された車両の購入を申込み制度をいいます。

## 第2条（出品対象車両）

- 1 ワンプライス出品は、T A A 現車オークション流札車のうち、同一会場の次開催のオークションに再出品される車両で、出品店からの申込みがあった車両が対象となります。ただし、成約車両、出庫票を発行した車両、搬出済み車両、再出品の際に価格以外の訂正が必要な車両を出品することはできません。
- 2 前項の出品対象車両に該当する場合であっても、出品に不備があると事務局で判断した場合には出品をお断りする場合があります。

## 第3条（ワンプライス出品申込み）

- 1 ワンプライス出品は、T A A 正会員の資格を有する者が行うことができます。
- 2 ワンプライス出品は、下記の方法にて受付けを行います。
  - ①T - w e b からの申込み  
該当車両のセリ終了後から、ワンプライス掲載期間終了まで、T - w e b マイページのワンプライス出品受付画面よりご出品いただけます。
  - ②事務局への申込み  
事務局に所定の用紙を、提出・FAX することで受付いたします。  
ただし、日曜日・祝祭日を除く、9時から17時までの受付となります。

## 第4条（ワンプライス価格変更および取消し）

- 1 ワンプライス出品をした出品車の価格変更および出品取消しは下記の方法で行うことができます。
  - ①T - w e b からの価格変更および取消し  
ワンプライス掲載期間中、ワンプライス落札の申込みがない限り、T - w e b マイページのワンプライス出品の価格変更・取消し画面より手続きを行うことができます。ただし、価格変更依頼時から情報の反映までに時間を要する場合があります。
  - ②事務局での価格変更および取消し  
日曜日・祝祭日を除く、平日9時から17時までの間、ワンプライス落札の申込みがない限り、事務局に所定の用紙を、提出・FAX することで受付いたします。ただし、用紙の到着から、情報の反映まで時間がかかる場合がございます。

- 2 価格変更および取消しは、T w e b 上において情報が反映された時点をもって有効となり、情報反映前に落札された場合には、反映前の情報が有効となります。
- 3 同一会員で同一車両への価格変更および取消しの申込みがあった場合、申込み順での新しい情報を有効とさせていただきます。
- 4 一旦出品取消しをした車両を同一掲載期間において再度ワンプライス出品することはできません。
- 5 ワンプライス出品の取消しを行っても、次開催へのオークション再出品の取消しをすることはできません。

#### 第5条（掲載期間）

- 1 掲載期間は、下記の通りとします。
  - ・火曜日開催会場（T A A 近畿会場、T A A 広島会場、T A A 四国会場、T A A 九州会場、T A A 南九州会場）  
水曜日の10時から月曜日の12時まで
  - ・木曜日開催会場（T A A 北海道会場、T A A 東北会場、T A A 関東会場、T A A 中部会場）  
金曜日の10時から水曜日の12時まで
  - ・土曜日開催会場（T A A 横浜会場）  
日曜日の10時から金曜日の12時まで
- 2 新規開設会場の掲載期間は、上記の開催曜日に準じます。
- 3 事務局の判断により、掲載期間を変更する場合があります。

#### 第6条（ワンプライス落札の方法）

- 1 ワンプライス出品車両の閲覧・落札は、T w e b 上のみで行うことができます。
- 2 ワンプライス出品された車はT w e b 上に掲載されるため、ワンプライス落札をすることができるのは、T w e b 会員に限られます。
- 3 ワンプライス購入確認画面で「ワンプライス落札する」をクリックした時点でワンプライス落札の申込みが完了となります。

#### 第7条（ワンプライス出品・落札制限）

事務局の判断により、会員がワンプライス出品またはワンプライス落札することを制限する事ができます。

#### 第8条（手数料）

- 1 ワンプライスサービス利用による手数料は次のとおりです。

| ワンプライス出品（掲載）料 | 無料／台          |
|---------------|---------------|
| ワンプライス成約料     | 15,000円／台（税別） |
| ワンプライス落札料     | 15,000円／台（税別） |

- 2 ワンプライス出品にて成約した場合、次開催のT A A 出品料は発生いたしません。

## 第9条（ワンプライス成約・落札通知）

- 1 ワンプライス出品車両が成約した場合、その内容を出品店及び落札店へ FAX にて通知いたします。また、T w e bマイページ上でもご確認いただけます。
- 2 事務局の都合により、ワンプライス成約通知・落札通知 FAX の送付が遅れる場合がございます。

## 第10条（譲渡書類提出期限）

前会場開催翌日より9営業日以内の提出となります。

## 第11条（譲渡書類有効期限・名義変更期限）

会場開催の期限となります。

## 第12条（自動車税の処理基準）

自動車税未経過相当額は、前会場開催を基準に処理を行います。

## 第13条（成約車両代金）

- 1 ワンプライス成約車両代金の支払いは、登録に必要な全ての書類が、12時までに事務局に引き渡された日の翌銀行営業日に行います。
- 2 翌開催日以降に、登録に必要な全ての書類が事務局に引渡された場合は、その開催に決済すべき代金と、相殺のうえ支払います。

## 第14条（車両代の決済）

落札通知発送日を含めて3銀行営業日以内に振込、または会場窓口での現金支払いとなります。ただし、窓口での支払は、会場営業日に限ります。

## 第15条（落札車両搬出）

- 1 落札通知発送日を含めて4営業日が搬出期限となります。
- 2 ワンプライス落札車については、事務局にて着金確認後の搬出となります。
- 3 搬出可能時間は、T A A会員規約書 第9章 搬入出 第4条（開催日以外の搬出時間）に準じます。
- 4 流札車の搬出期限以降のワンプライス落札車については、原則次回セリ終了後の搬出となります。
- 5 第4項の搬出期限は、T A A会員規約書 第9章 第5条（流札車の搬出・再出品）に準じます。

## 第16条（契約の解約）

- 1 成約後の売買契約の解約の申告は、成約日(落札日)の翌営業日17時までに限り行うことができます。  
※ただし、各開催曜日の掲載最終日（火曜日開催は月曜日、木曜日開催は水曜日、土曜日開催は金曜日）の売買契約の解除の申告は、当日の17時までとします。
- 2 出品店および落札店は、成約の相手方に対して5万円の解約金と事務局に3万円の解約手数料および他の実費を支払うことにより、売買契約を解約することができます。
- 3 出品店が車両搬出後に解約をする場合、前項の解約金等に輸送料金が加算されます。

- 4 落札店は、車両搬出後に売買の解約をすることはできません。
- 5 一旦解約となった車両を同一掲載期間内にワンプライス出品することはできません。

#### 第17条（クレーム）

クレームの受付は、内外装を含め車両到着日を含む2日以内の17時まで、ただし落札日を含む最長7日以内の17時までとなります。

#### 第18条（計算書）

計算書の発行は出品会場の次回オークション開催日となります。

#### 第19条（その他）

- 1 ワンプライスサービスの下見代行は実施いたしません。
- 2 ワンプライス規約に記載のない事項については、TAA規約およびTweb利用規約に準じます。

#### 第20条（規約の改定）

事務局は、ワンプライスサービス内容の変更などに応じて、随時本規約を改定することができます。

#### 第21条（事務局の免責）

事務局は、以下の各号に該当する事由により会員が被った損害について、賠償責任を負いません。

- ①TAA事務局および業務提携先のコンピュータシステムトラブル、通信回線障害が発生した場合。
- ②事務局の判断により、会員のワンプライスサービスの利用を制限している場合。
- ③出品店がワンプライス出品された車両に関しての二重売り、誤搬出などで落札店に損害を与えた場合。
- ④価格変更および出品取消しの依頼がなされてから、Tweb上に情報が反映されるまでの間に落札された場合などにおいて出品店が損害を受けた場合。
- ⑤落札通知および、成約通知FAXの送付遅れにより損害が発生した場合。
- ⑥その他、事務局の営業時間外および日曜などの事務局休日においての各種受付の遅れによる損害が発生した場合。

#### 第22条（沖縄会員）

沖縄県所在の会員は、当規約に加えてTAA沖縄会員規約と併せて運用します。

#### 第23条（施行）

平成20年7月15日施行  
平成20年10月1日施行  
平成21年1月20日施行  
平成21年3月23日施行  
平成21年6月1日施行  
平成21年7月7日施行